

New National Association of Crime Victims and Surviving Families

新全国犯罪被害者の会
新あすの会

ニュース・レター

第1号 2022.9.30

E-mail asunokai@navs.jp URL <http://www.navs.jp>〒100-8698
日本郵便株式会社
銀座郵便局 JPタワー内分室
郵便私書箱2346号
TEL : 03-3201-2070

CONTENTS

1. 創立大会の報告	⑥役員紹介 …………… 17
①何故、新全国犯罪被害者の会を立ち上げるのか …… 01	⑦規約 …………… 17
②来賓の御挨拶 …………… 05	2. 安倍元総理への追悼 …………… 19
③犯罪被害者による体験報告 …………… 09	3. 犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟 …………… 20
④北欧の被害者庁について …………… 12	4. 葉梨康弘法務大臣との面会 …………… 21
⑤大会決議 …………… 16	5. 第2号の予告 …………… 22

何故、新全国犯罪被害者の会を立ち上げるのか

新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲

長い間、犯罪被害者には、世間からは好奇と偏見の目で見られて、隠れるように生きていました。

葬式も済まないうちから、警察には呼び出され、起訴状も、判決も貰えず、裁判では証拠品のように扱われるだけでした。

市瀬朝一さんの努力や三菱重工の爆破事件があって、1980年（昭和55年）から、「犯罪被害者等給付金」（犯給金）という名目で、国から僅かな見舞金のようなものが貰えるようになりました。

今から、22年前の2000年1月23日、全国の犯罪被害者が、この会場の隣り、飯田橋駅近くの会場に集まりました。社会の底辺で、生きていた被害者が、初めて心を許して仲間と出会ったのです。堰を切ったように体験談を語り合う、その熱気。出席されていた諸澤英道先生は「あまりの悲惨さに頭が真っ白になりました」と挨拶されました。その光景を、私は、文藝春秋2000年7月号に「私は見た犯罪被害者の地獄絵」と題して書いております。

この日、集まった被害者は、その場で、「犯罪被害者の権利」と「被害回復制度」の確立を目指す全国犯罪被害者の会を立ち上げました。通称をあすの会と言うのは、「今日は苦しい、しかし明日はきっと良くして見せる」という被害者の決意を現したのです。



北海道から沖縄まで全国にわたる署名活動、二度にわたるヨーロッパ調査、自治体や総理大臣、衆参両院議長に対する働きかけ、数々の建議など、懸命の運動を続けました。

その結果、上川陽子先生などのご尽力により、2014年（平成16年）に犯罪被害者等基本法（基本法）が制定され、その翌年には犯罪被害者等基本計画が策定されました。

続いて、被害者の刑事裁判への参加、参加する被害者に対する旅費、日当の支給、被害者国選弁護士制度、訴訟記録の閲覧謄写、凶悪犯罪の公訴時効の廃止と大幅延長、懸賞金制度など、「犯罪被害者の権利」を確立することができました。

ここで特に申し上げたいことがあります。これらの運動に参加した被害者は、法改正による恩典は何

一つ受けていない、ということです。運動に参加した被害者は、過去の事件の被害者です。どんな制度を作っても、自分達には適用されない制度です。

にもかかわらず、被害者はこのことを知りながら、「これからの被害者に、自分たちが受けた苦しみを、受けさせたくない」との一心で運動したのです。被害者のこの崇高な心を思うと、今でも胸が一杯になります。

もう一つの目的である被害回復制度の確立は、補償の問題が中心になりますが、あすの会は、二度にわたって犯罪被害者補償制度案要綱（生活補償型）を公表するとともに、内閣府の検討会で議論を続けましたが、予算を伴うために思うような賛成を得ることができませんでした。

18年間続けた運動に疲れ果て、「あすの会」は、2018年6月3日、解散に至りました。

それから4年近く経ちます。

国から被害者が貰うお金は、先程述べた犯罪被害者等給付金、略称犯給金だけです。

「犯罪被害の賠償責任は加害者にあつて国にはない。被害者が加害者から賠償金を取り易いような制度を作り、被害者を援助する」というのが国の立場です（基本法12条）。

この犯給金ですが、制定当時から、その低額さが指摘され、諸澤英道先生は「涙金程度のものでしかない」と批判しておられました。全国犯罪被害者の会を設立した2000年（平成12年）の犯給金は、総額6億9600万円、解散した2018年平成30年の犯給金は総額7億4200万円で、多い年には10億円を少し超えることもありましたが、その前後で推移しております。

先程の岡本さんや市川さん達のお話を聞いても分かる通り、被害者は極めて厳しい生活を強いられております。

反対に、国が加害者のために、出している金額を見てみましょう。

加害者は刑務所に入ります。刑務所を管轄するのは、法務省の矯正局ですが、この矯正局の2022年度（令和4年度）の予算は、2369億100万円です。刑務所に勤務する職員の給与なども含まれておりますが、受刑者がいるために支出する金額ですから、加害者のために支出される金額ということになります。

刑期の3分の1以上を終えた受刑者は、仮釈放で刑務所を出て行く制度があります。釈放のしっぱなしと言うわけにはいかないのです、法務省の保護局が

保護、観察することになっております。この保護局の予算が、同じく2022年度で、274億6900万円になっております。

この二つの予算を合計すると、2643億7000万円になります。

被害者のためには10億円も出さないのに、加害者のためには2643億7000万円の金を出す。あまりの格差をどう思われますか。

ここで、世界に目を転じてみましょう。

「補償額に関する諸外国との比較」という資料を見てください。主要各国が、2020年にその国の被害者に支払った補償金額を表しておりますが、ここにおられる白井弁護士が作成したものです。

フランスは497億4000万円、ドイツは492億1000万円、イギリスは237億5000万円、アメリカは471億300万円、スウェーデン12億9000万円となっておりますが、日本は僅か8億2500万円です。

国民1人当たりの負担額に直してみると、フランスは742円、ドイツは592円、イギリス354円、アメリカ142円、スウェーデン129円となっております。

日本はたったの6円です。一体、どういうことでしょうか。国は、被害者を保護する気があるのか、と叫びたくなります。

刑務所や保護観察にお金をかけるなどとは言いません。加害者のためにこれだけの国費をかけながら、被害者には、たったの10億円そこそことは、あまりに不公平だと、言いたいのです。

被害者補償についての基本法の考えは、「損害賠償責任を負うのは、加害者であつて国ではない。国は被害者が損害賠償を取りやすいような施策を講じてやる」（基本法12条）というものです。

ドイツは、違います。第二次世界大戦で戦病死した軍人の保護を目的とした連邦援護法ができました。その後に制定された「犯罪被害者補償法」は、連邦援護法の影響を強く受け、「国家は権力を独占し、国民から武器を取りあげ、犯罪による危険にさらしたのだから、国民の安全を護るのは国の義務である。犯罪を発生させたのは、国の義務違反だから、国の責任である」として、軍人が戦死したときと同じ補償をしているのです。

1996年に制定されたイギリスの犯罪被害者補償法は、ドイツと違って連帯共助の精神で被害者を助けようというもので、我が国の犯罪被害者等基本法もこの路線にあるのですが、先に述べたように、我が国とは比較にならないお金を出しております。

基本法12条を受けて、刑事判決を出した裁判官が、判決に続いて、損害賠償を命じる刑事損害賠償命令という制度もできました。

被害者が、どれだけ加害者から補償を受けているかについて、2015年（平成27年）に日本弁護士連合会が調査をしています。それによると、被害賠償を受けた被害者は、殺人で3.2%、傷害致死で1.4%となっており、被害回復は殆どできておりません。

考えてみれば、そのはずです。勝訴判決や損害賠償命令を貰っても、加害者は刑務所の中にいるのです。取立てようがありません。

市川さんの事件のように加害者が自殺、行方不明などで、損害賠償請求の訴えすら起こせない場合もあります。

基本法の前文には、「犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは加害者である」とありますが、凶悪重大事件の加害者から賠償金をとることは、實際上、不可能です。

基本法前文は、「犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない」と書かれています。

そこで、私達は、国に対して、次の要望を致します。全部で7項目あります。

- 第1 被害者の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、回収を行って頂きたい。
- 第2 加害者が自殺したり、特定ができないなどで損害賠償請求訴訟を起こせない場合も、国がその賠償請求権を買い取って頂きたい。
- 第3 被害者の病院での治療費、介護費、介護用品の購入費などは、国が立替払いをし、被害者等に求償しないようにして頂きたい。これはドイツでは既に実現している。
- 第4 被害者に対し、犯罪被害者カードを発行し、被害者はカードの提示で、すべての支援が受けられるようにして頂きたい。カードには、被害の内容、治療情報等を入力し、プライバシーを保護しつつ、各機関が必要な情報をカードで確認できるようにして頂きたい。
- 第5 被害者が直面する問題は、多方面で、長期にわたるから、相談毎にたらい回しするのではなく、1カ所で継続的に対応できる体制を作って頂きたい。
仮釈放された受刑者には、保護観察官や保護司が付いているが、被害者等にも寄添ってく

れる組織、制度をお願いしたい。

第6 第1ないし第5の業務を遂行するためには、犯罪被害者に関する施策全体を見渡し、一元的に統括する機能を持つ組織が不可欠である。この役割を担う被害者庁の設置をお願いしたい。

第7 第1ないし第6の施策を実施するために、当面、200億円規模の予算を確保して頂きたい。200億円と言っても、国民1人当たりの負担額は、159円で、世界的には低水準である。その財源については、罰金を利用することも考えられる。

以上、7項目の要望を申し上げましたが、現在ある犯罪被害等給付金制度や犯罪被害者支援センターによる相談などはそのまま存続させ、これらにとって代わろうと言うものではありません。

被害者庁については、先程斉藤先生からお話があったとおり、スウェーデンでは犯罪被害者庁及び強制執行庁が、ノルウェーでは暴力犯罪被害補償庁及び回収庁が設置されています。

スウェーデンの被害者に対する支出が少ないと思われるかもしれませんが、スウェーデンは高福祉の国で、福祉全般が手厚いため、被害者に特化した支出も小さくなっていると理解されます。犯罪被害者の会を立ち上げたとき、「被害に苦しむ者は、犯罪被害者だけではない。地震、洪水などの自然災害で苦しむ者もいる」とよく言われました。ドイツでこの質問をすると、「犯罪によって危険にさらされた社会共同体は、国家が構築したものであるが、天災にさらされた社会共同体は、国家が作ったものではない」という明確な答えが返ってきました。1959年（昭和34年）の伊勢湾台風によって制定され、東日本大震災後に大改正された災害対策基本法によって、この問題は克服されております。

本日、犯罪被害者は、再び被害回復制度の確立を目指して、立ち上がりました。

7項目の要望が実現し、基本法のいう「犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができる日」が来るまで、戦い続けます。

ご支援を宜しくお願い申し上げます。

ご清聴、有り難うございました。

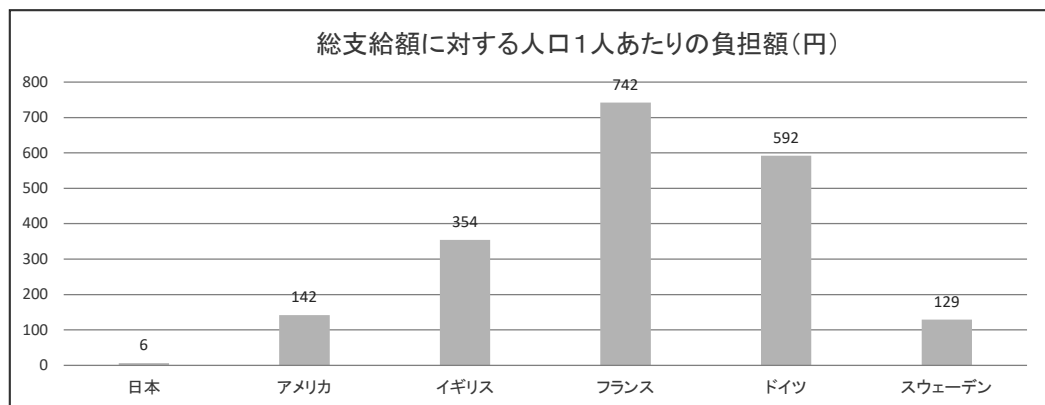
補償額に関する諸外国との比較

令和4年3月16日

白井孝一作成

以下は、各国がウェブサイトで公表している数字を基に、算出したものである。

	日本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ	スウェーデン
人口 (1百万人未満切り捨て)	1億26百万人 (2020年)	3億31百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	67百万人 (2020年)	83百万人 (2020年)	1000万人 (2020年)
総支給額 (1千万円未満切り捨て)	8億2千万円 (2020年)	471億3千万円 (2019年) ※1ドル=115.56 円換算	237億5千万円 (2020年) ※1ポンド=154.91円換算	497億4千万円 (2020年) ※1ユーロ=130.2円換算	492億1千万円 (2020年) ※1ユーロ=130.2円換算	12億9000万 (2021年) ※1スウェーデン クローナ=12.29 円換算
日本の人口比に修正 した場合の総支給額	8億2千万円	178億 92百万円	446億 04百万円	934億 92百万円	745億 92百万円	162億 54百万円
1人あたりの負担額 (1円未満切り捨て)	6円	142円	354円	742円	592円	129円



祝 辞



衆議院議員 上川 陽子

ただ今ご紹介賜りました衆議院議員上川陽子でございます。

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）の創立大会に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

全国犯罪被害者の会（あすの会）の歩みは、正に我が国における犯罪被害者の権利利益を擁護する法制度の確立の歴史そのものであると考えております。

平成30年（2018年）の解散を経て4年後の今日、新全国犯罪被害者の会（新あすの会）として新たな一歩を踏み出されたことに深く敬意を表します。

犯罪被害者の権利利益の確立と施策の充実は政治家として私のライフワークの一つであり、あすの会の皆様と共に歩み続けて参りました。

振り返れば、平成15年（2003年）7月、岡村勲先生はじめ幹事の皆様の呼びかけにより集まりました39万人余りの署名を元に、当時の小泉内閣総理大臣に面会されました。その時のあすの会の代表の方々の熱い訴えが小泉総理を動かし、政府与党として犯罪被害者の悲痛な声を受け、命の尊さを見つめ直して犯罪被害者のための施策の検討を進めるようご指示されたのです。

あすの会ではその後も、犯罪被害者の権利の確立を求める約56万人もの署名を集められ時の法務大臣に提出されました。

これらを受けて、自民党の司法制度調査会で犯罪被害者の施策の検討が始まりました。

当時二回生議員であった私も司法制度調査会の保岡興治会長からご要請を受け、PTの座長として、また民事刑事の基本法制小委員会副委員長としてその検討に携わることになりました。

私自身、犯罪被害者の皆様の想いに応えて仕事が出るのか、犯罪被害者の皆様の想いに応えるためには、まず皆様の声をしっかりと受け止めたいという思いで平成16年（2004年）2月でございますが、岡村先生をはじめとするあすの会の15名の会員の方々とお会いして、お話を伺いました。

犯罪被害はある日突然、犯罪に巻き込まれ、その日を境に生活、人生が一変してしまう。被害の瞬間から圧倒的な社会の圧力の中で必死に悲しみに耐えながら無我夢中で過ごして、後を振り返って見たならば、記

憶にないくらいの状況に置かれていた。それなのに、刑事裁判では、証拠品として扱われるだけで参加も出来ないまま蚊帳の外に置かれている。そうした皆様の辛い体験談をお聞きし、心がつぶれる思いがいっぱいで帰って参りました。

犯罪被害者の方々のお話を伺い、私はごく普通の生活を送っている誰もある日突然犯罪被害者になり得る。その為にも犯罪被害者の皆様の想いを政治の場に繋げ、すべての国民の問題として犯罪被害者の権利を確立することが私に与えられた使命であると確信を致しました。

司法制度調査会ではその後、あすの会の皆様積極的にご参加頂き文字通りあすの会の皆様と共に基本法の制定に向けた提言を取りまとめ小泉総理に提出しました。

犯罪被害者の権利を法案に明示的に盛り込むことについての大変な調整を経て、議員立法により平成16年2004年12月、犯罪被害者等基本法を成立させることが出来ました。犯罪被害者等基本法は犯罪被害者の権利を法律に明記すると共に、犯罪被害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画の策定を政府に義務づけ、その基本計画において一定の期間内に構築すべき施策体型の具体的な設計図と行程、すなわちプログラムを定めたもので、言わば理念法とプログラム法を融合させた犯罪被害者等のための基本法でございます。

その後政府では、数次にわたりまして基本計画を見直しながら、犯罪被害者のための各種施策を進め、またその熟度を高めて参りました。その間、私自身も三度にわたり法務大臣を務め政府の立場から、また、党の司法制度調査会長など議員の立場から犯罪被害者等の施策の進展に努めて参りました。

犯罪被害者の権利を訴え続ける岡村先生のご努力は、一日も絶えることはありませんでした。

そして、この間あすの会の会員の皆様からご要望が多かった刑事裁判における被害者参加制度、被害者参加人のための国選弁護人制度、刑事事件の手続き、証拠を活用して債務名義を得ることが出来る損害賠償命令制度などが実現致しました。

また、殺人罪の公訴時効が撤廃されるなど、刑事手

続きも世の中も大きく変わってまいりました。既存の法制度からの変革を実現できなかったものもごさいます。長年のご苦勞の末に獲得できたものもごさいます。

いずれに致しましても、岡村先生をはじめとするあすの会の皆様の精力的な活動は終始犯罪被害者の権利利益を拡充するための強力な推進力であり続けてきました。

私が第百代法務大臣在任中の、平成30年（2018年）、一つの区切りとしてあすの会が解散された時、岡村先生に対しその想いをしっかり受け継いでいくとお約束を致しました。それから4年が経ち、この度92歳になられる岡村先生から「未だやり残したことがある。そこまで自分でやり遂げたい」という熱い想いをお聞きしました。

18年間続けられましたあすの会の活動に一区切りを付けられた後で、再び被害者のために立ち上がろうということは並大抵のご決意ではなかったと推察致します。岡村先生の今回のご決意の強さそして大きさに改めて深く心を揺さぶられました。

新あすの会の創設に当たり、活動の目標として、サブタイトルに付いております被害者庁の創設、犯罪被害者に対する補償金の大幅な増額、犯罪被害者に中長期に寄り添う保護司のようなサポート体制などを上げられておられます。犯罪被害者の方々からこれらを求める声が上がるといことは、なお犯罪被害にあった後でシームレスなサービス、サポートが得られず孤独孤立に苦しんでいらっしゃる被害者の方々がおられ、あるいは犯罪被害が原因で経済的に困窮している被害者の方がいらっしゃる証左であると思ひます。

この度、岡村先生が再び立ち上げられ、白井孝一先

生、渡邊保さん、猪野京子さん、假谷実さんら、あすの会のメンバーであられた皆様が、再びこの場に結集されたお姿を見て、私自身も一層頑張る参らなければならぬ。こうした強い思いであります。

基本法の制定以来共に戦わせて頂きました同志として、岡村先生、新あすの会の皆様の声を私自身しっかりと受け止め実現に向けて力を尽くしていく所存でございます。

一方で、基本法の積み重ねの上にあつて新たな施策を打ち立て実現させていくことは大きなパワーを必要と致します。

その為には、これまでの施策の積み重ねがあつてもなおこの点が足りない、欠けているという事項を具体的に特定して、関係するステークホルダーの方々にも訴えをかけ、共感を得ていくことが重要であると考えております。

また、国会議員であれ、関係省庁であれ、そのゴールに向けて協力してくれる仲間を増やし、声を上げ続けていく必要がございます。その為、私自身も、私の後にご挨拶される小泉元総理のご子息でいらっしゃる小泉進次郎先生はじめ志を同じくする5人の国会議員と共に新たな犯罪被害者支援に関する勉強会を立ち上げ、このチームにより新あすの会の皆様と共に政治の場で犯罪被害者の権利利益の更なる発展に向け尽力して参ります。

最後に、新あすの会の活動の広がりとその目的とする犯罪被害者の権利利益の拡充が実現するよう祈念し、今後も皆様と共に歩み続けることをお約束し、私の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

祝 辞



衆議院議員 小泉 進次郎

ご紹介いただきました小泉進次郎です。

今日は、新あすの会創立大会ということで、お招きをいただきましたこと、関係者の皆さん、特に、岡村先生には感謝と、また、本日の立ち上げまでに、上川先生、お話されましたけども、一度解散したものを、もう一回立ち上げる、並大抵の覚悟ではない中で、本日無事にこのようにリアルの場でも、そして、ZOOMの中でも、大勢の皆さんとともに立ち上げることができたこと、岡村先生始め関係者の皆さんのご尽力、ご努力に、心から敬意を表したいと思います。

私と岡村先生のご縁は、先ほど上川先生からも紹介がありましたとおり、私の父の時に遡ります。「あすの会が解散をする。お世話になった小泉総理の息子のあなたに一言挨拶に行きたい」、それが岡村先生からの、最初の私に対するコンタクトでした。

そして、そんな私は何もしてないのに、私のところなんかと思った時に、岡村先生わざわざ来ていただいて、土師さんや本村さん、関係者の方々と一緒に連れられて、せっかくの機会だからということで、お一人お一人からお話を聞きました。聞いているだけで涙が溢れました。そして、今日は作家の門田さんもあちらにお座りですが、門田さんが本村さんのことを書かれた『なぜ君は絶望と闘えたのか』という本がありますが、そのタイトルのとおりの問いを私自身も持ちました。なぜ岡村さんはここまで闘えるのかという、その強さはどこからくるんだろうかと。そして、こうやって父との縁を通じていただいたご縁の中で、もしお力になれるんだったら、自分ができる限りのことをやらなければいけないという思いに心を動かされたのが、岡村先生との出会いでした。

そして、今日この創立になりました。上川先生からお話がありましたとおり、「この創立に向けて、今迄一定の進捗をみたから解散をしたけど、やっぱりいろいろ考えたら、まだまだやらなければいけないことがある、なんとか力を貸してくれないか」という中で、上川先生を筆頭に、私が会長代行に、今自民党の中で勉強会を結成しました。そして、今日、白井先生から、皆さんのお手元にもお配りをいただいている「補償額に関する諸外国との比較」という紙が一枚ありますが、なぜ諸外国と比べて、日本の1人当たりの負担額がこ

れだけ低いのか。もちろん、役所の方に話を聞けば、1人当たりの負担額が低いのは、日本がそれだけ犯罪の数が少ない、そういったこともあるから、一概にはこの比較はいえないとか、様々な説明は出てきます。しかし、そういったことをこえてもなおやらなければいけない課題がある時に、それを乗り越えていくのが誰の役割かという、それこそまさに行政の壁を越える政治の役割であります。

私のように、この司法の分野の門外漢が関わっているのは、もう一つの理由だけです。思いに動かされて、そして、この司法の関係の分野は、政治の世界もプロの方しかさわれないというような、そんな雰囲気があります。しかし、それだけでは、多くの仲間が広がらない。その多くの仲間を広げていくためにも、私自身ができることを全力でやって、このサブタイトルにあるように、犯罪被害者支援庁という、高い大きな目標を掲げておられますが、それに向けて一步でも山に向かって登っていけるように、皆さんと力を合わせて頑張っていきたいと思います。

最後になりますが、私は岡村先生と出会ってから、まるで人生の師を、岡村先生にみているような気がして、ある時岡村先生に色紙を書いてもらいました。これから私の座右の銘にしたい、私の心の支えにしたいから、言葉を書いていただけませんか。岡村先生にある時書いていただきました。その時に岡村先生が書いていただいたのが、「人つながりて事なる」という言葉でした。これは漢字2文字でいえば、「人事」ですよね。「人つながりて事なる」人がつながった時に、初めて大きな事が成し遂げられる。その言葉が、現実のものにするのが新あすの会の役割だと思いますし、私も全力で頑張ります。岡村先生からは、「自分の寿命はあと数年だから、このうちに結果出してもらわなきゃ困るよ」と、そう言われています。その言葉の重み、しかと受けとめて、皆さん、まだまだ私は知らないことだらけですけれども、お力貸していただいて、ともに明日に向かって、前に進んでいけるように頑張ろうではありませんか。

今日はお招きいただきまして、本当にありがとうございました。

新あすの会創立大会



衆議院議員 平沢 勝栄

ご紹介いただきました衆議院議員の平沢勝栄でございます。

数日前に岡村先生から速達がきまして、今日ここで新あすの会の創立大会が開かれるので、是非時間があつたら出席してほしい、とのことでしたので、喜んで来させていただきました。

私、岡村先生から感謝状もいただいたことがあります。大事に部屋に飾らせていただいております。

いずれにしましても、岡村先生にはお元気で活躍されておられることに、心から祝意を表したいと思えます。

今、小泉先生、上川先生がご挨拶されて、その中に、今90何歳で、100歳まであとちょっとという話がありましたけれど、それが目標ではありません。私、地元歩いていますと、100歳以上の方に何人もお会いします。元気な人も大勢おられます。是非、上の上を目指して、これからもご活躍いただきたいと思えます。

ところで、被害者の問題を、岡村先生始め皆さん方が取り組んで下さるとするのは、ある意味では有難いというより、悲しい、情けない、残念だなど、そんな気持ちでいっぱいです。最も強い気持ちは、申し訳ないという気持ちです。これは、皆さん方が取り組むことではなくて、警察とか、あるいは、しかるべき機関がしっかりと取り組むべき問題でして、現状はそれが余りできていないということで、本当に申し訳ないと思えます。

私は今柴又に住んでいますが、私の家のすぐ近くの上智大のお嬢さんが、1996年、何者かに殺害され、そして、家が放火されて全焼したということがありました。被害者の小林賢二さんご夫妻からいろいろお話を伺いますと、事件があったその日は、お父さんと奥様、お二人とも外出しておられて、そして、連絡を受けてお父さんは夕方遅くに戻ってこられました。その時は、お嬢さんは殺害されて家も放火されていたわけです。ご両親だけが警察に呼ばれて、いろいろ夜遅くまで事情を聞かれ、そして、遅くなったので、今日はもうこれでいいですよ、お帰り下さいと言われたそうです。そして、お二人がはっと気付いたのは、帰るところがないので、どこに帰ったらいいか分からないということだったそうです。それでどうしたかという、奥様がたまたまバレーボールをやっている、そのバレーボールの友人のところに電話して、泊めていただいたそうです。考えてみれば、こんなことまで被害者が心配しなければならないというもおかしな話で、一事が万事、要するに私を含めて警察は、被害者のことはほとんど何も考えていなかったのです。これは、警察だけではなく、恐らく他の役所も同じだと思うんです。被害者のことは当時はほとんど考えていない。とにかく警察は早く加害者を捕まえようと、必死

になっている。被害者のお住まいだとか、帰る所とかいったことは、なんら配慮していなかった。ですから、警察に求められるのは、労りとか心配りとか、優しさとか、こういった気持ちで被害者の方に接することではないかなと思います。もちろん犯人を捕まえることは大事ですけど、それと同時にこういう気持ちも併せ持っていただきたいと思えます。因みに最近、被害者担当の係が出来て問題は随分改善されたそうです。

いずれにしましても、日本は被害者に対する対応というのが今まで本当に遅れていたのです。今、岡村先生始め皆さん方が取り組んでくださっておられます。岡村先生は、理不尽な犯罪で奥様がお亡くなりになられ、大変なご苦勞をされておられるわけです。被害者支援は、本来なら警察とか行政とか政治とかがやるべきことです。しかし、今は私たちが気付かないところを岡村先生達が問題提起して下さっているわけです。そういったことについては、是非岡村先生始め皆さんから教えていただいて、私たちがしっかり施策に取り入れていきたいと思えます。

アメリカに「ドクター」という映画がありました。観られた方もおられると思いますが、あの映画はこういう内容です。ある病院のお医者さんが、自分の勤めている病院で、ある時癌が見つかって、今度はお医者さんじゃなくて、患者さんとしてその病院へ通い出した。通い出したら、病院の受付のあり方から何から何までもう不満だらけで、こんなにひどいということに初めて気付いた。こういうことが描かれている映画ですけど、まさにそうで、本当ならば私たちが気付かないきゃならないんですけど、気付かないことがいろいろあります。被害者の立場で、いろいろとおかしなことに気付かれることが多くあるでしょうから、そういったことについては、是非教えていただければ有り難いと思えます。

今、国会に、超党派の「死刑を考える会」というのがありますが、私は今、その会長に押し上げられています。この死刑の問題についても、いろんなお考えがあるでしょう。しかし、「死刑は廃止」と言うのは簡単ですが、そう簡単な問題ではありません。こうした問題についても、岡村先生はいろいろと書いておられます。これらを参考にさせていただきながら、今後の対応を決めていきたいと思えます。

いずれにしましても、被害者の会である、新あすの会、その新あすの会が役割を早く終えられて、そして、もう皆さん方が動かなくても政治や行政に携わる者が一生懸命やってくれる、という時代が一日も早く来るように、一生懸命努力していくことをお誓い申し上げて、ご挨拶にかえさせていただきます。

これからもどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

犯罪被害者による体験報告

市川武範さん

2020年5月26日深夜23時12分、職場から帰宅しようとしたその時、長女からの電話が鳴りました。

玄関ドアを開けると左こめかみに銃痕がありうめいている長女、寝室の入り口には胸の下を血の海にうつぶせに倒れている次男、翌27日朝2人は亡くなりました。

司法解剖へ運ばれた後、千曲署の事情聴取があり、今夜のうちには次男の安置場所を決めるよう突然言われました。気持ちばかりが焦る混乱状態でした。

事件から3日が経ち、県警からの提案で報道自粛要請を出しました。

血の海と化した自宅で眠ることもできず、緊急宿泊制度を利用しました。宿泊制度は3日間ごと、警察から延長を告げられました。しかし、それも2週間が限度でした。坂城町の町営住宅に一時避難させてほしいという希望は伝えましたが、加害者が暴力団幹部であったことから、坂城町からは「暴力団関与事件のため他の住民を守るため町営住宅を提供できない」と断られました。

式も、何もない、部屋には私達夫婦と、もう動くことのない長女と次男。名前だけの通夜、夫婦で二人との最後の夜を過ごしました。子どもたちがこの世からいなくなった事実を受け入れられないのに、週刊誌から取材の申し入れがありました。当然断りました。

精神科医の診察や、カウンセリングを受けられると聞き、県警所属のカウンセラーと面談し、妻と息子の精神科を予約しました。ところが、次の日の夕方、予約したはずの精神科院長から突然キャンセルの電話がありました。新聞、テレビなどの誤った報道のために、カウンセリングをすると暴力団に襲撃でもされると思ったのでしょうか。

町営住宅への一時避難を断られたので、県営住宅への避難に向けた手続きが始まりました。県営住宅は、坂城町にもあり、空室もあったのですが、別の町の県営住宅への転居の進んでいました。

翌日、亡くなった2人の医療費についての説明をそれぞれの病院で聞きました。

割られた自宅の窓の修理と血の海になった自宅の特殊清掃の費用が公費でできると聞きました。しかし、予算限度額13万円のできる範囲内とのことでした。予算限度額は、犯人の血痕の一部を清掃しただけで使い切ってしまいました。子どもたちの血のりは、公費の

予算では一切拭き取られませんでした。事件現場となった自宅には住宅ローンがまだ残ったままで売却することもできません。住宅ローンを払い続けながら、生活をしていくためには別に住むしかありません。事件から2週間後の緊急宿泊施設退室日直前に、アパート経営をしていた知人に部屋を借りられることができました。

まるで、長男の行いが悪かったせいで、2人の長女と次男が被害にあったかのような、事実無根の書き込みがされました。事件の4週間後、私宛てに「一番悪いのは父親だ」と書かれたはがきが届きました。間違った報道は、訂正されることもなく、私達は何も悪いことをしていない被害者遺族なのに、いわれない誹謗中傷にさらされました。居場所を失い、ついに私も精神科を受診することになりました。

病院の計らいで「まいさぼ」と繋がりが持てました。まいさぼは、社会福祉協議会が行う生活困窮者支援制度で、食糧支援、住居紹介、弁護士相談もしました。弁護士相談は安心し自信を持つことができました。

妻は亡くなった2人の後を追いたがるので目が離せず、ガスやハサミ、包丁などは手元に置いておけず私が定職につくのは難しい状態です。息子は普通に見えて平気なわけがない。大丈夫と言ってみたり、まだ無理と言ってみたり不安定なのは当然です。住所を変える、本籍地を変える、名前を変える、妻と離婚して妻の旧姓にする。そんな風に世間から逃れることばかりを探っていましたが、世間の間違った認識を正さなければ市川と堂々と名乗れない。それができるのは私しかいない。息子の名誉を回復し息子の命を守るため、それは妻の命を守ることでもある、そう決心し今日に至っている次第です。

- ・長男は事件後、会社員を辞め失業保険受給を経て就職しました。

- ・事件発生から9か月後、遺族給付金を二人分合算で約680万円が支払われ、今は、収入がない中で、このお金を取り崩して生活費や必要な支払いに充てています。

- ・事件後、坂城町の犯罪被害者条例が制定され、遺族見舞金、亡くなったひとりあたり30万円が支給されるようになりました。私たちの事件は、条例ができる前の事件でしたが、遡って適用されました。

なければならぬことが、どうしても納得がいきません。被害者と加害者の差、被害者にしか分からない苦しみがあります。

経済的に苦しむ続ける犯罪被害者への補償制度、更に過去の被害者への補償を早く実施して頂きたくお願い致します。



HARU さん

DVのため離婚したく2回逃げて引っ越したが、追い掛けられ見付けられたため、怖くなって同居していた。酒に酔っていた加害者（元夫）から暴行を受け顎の骨を複雑骨折し1ヶ月ほど入院した。

加害者の服役中に裁判により離婚が成立し、損害賠償金の支払判決が出ている。

しかし、加害者は出所後に「自分は全ての罪を償っ

て終えている」などと知人に連絡をしていること、事件後に覚せい剤取締法違反での逮捕歴があることが判ったこと、裁判での態度から、今の居場所を知られることが恐ろしく、支払の請求ができない。

顎に麻痺が残って事件前のように仕事ができず、収入が減った。その一方で、治療費と裁判費用（分割払い）が負担となり、生活が苦しい。

（発言の概要）

「北欧の犯罪被害者庁について」

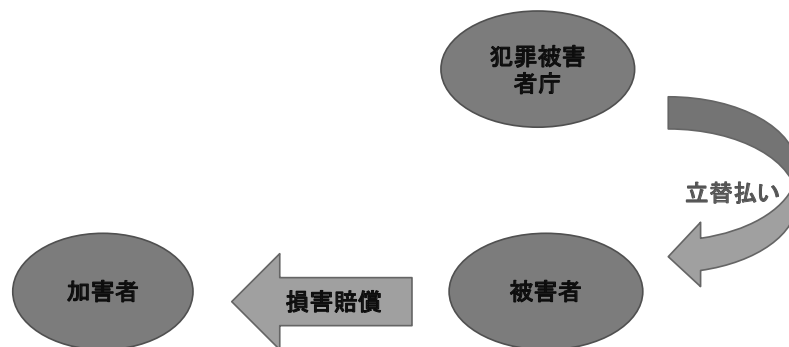
2022年3月26日

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）創立大会
～被害の回復と犯罪被害者庁の創設を求めて～

齋藤 実
(琉球大学法科大学院教授・弁護士)

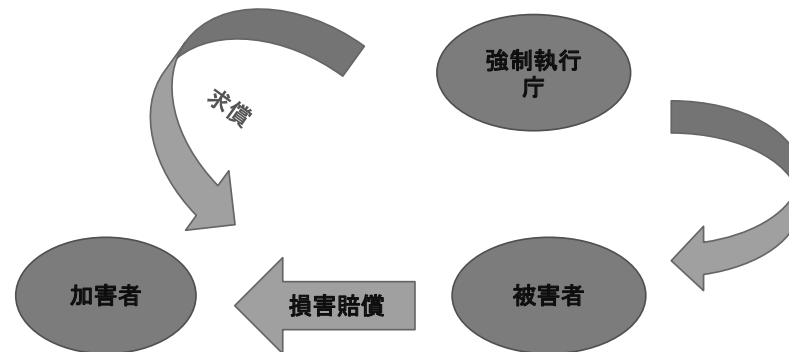
犯罪被害者庁を持っている国は、世界でおそらくスウェーデンとノルウェーの2カ国です。
それについて、ダイジェストとしてお話しします。

犯罪被害者庁・暴力犯罪補償庁の役割



日本の損害賠償命令のように刑事裁判の中で金額が確定していきます。その後、本来は加害者が被害者に支払うべき損害賠償の金額を犯罪被害者庁が立て替え払いします。

強制執行庁・回収庁の役割



強制執行庁は、犯罪被害者庁が被害者に立て替え払いした金額を、本来支払うべき加害者に対して請求します。これを求償といいます。

犯罪被害者庁の比較

	犯罪被害者庁（スウェーデン）	暴力犯罪補償庁（ノルウェー）
設立	1994年	2003年
所在地	ウメオ	ヴァルドー
法務省等との関係	独立した庁	独立した庁
主な業務	①補償金の裁定・支給 ②犯罪被害者基金の管理 ③情報提供など	①補償金の裁定・支給 ②犯罪被害者の支援
職員数	約100名（大半が法曹資格者）	約50名（大半が法曹資格者）
加害者への求償	強制執行庁への業務委託	回収庁への業務委託

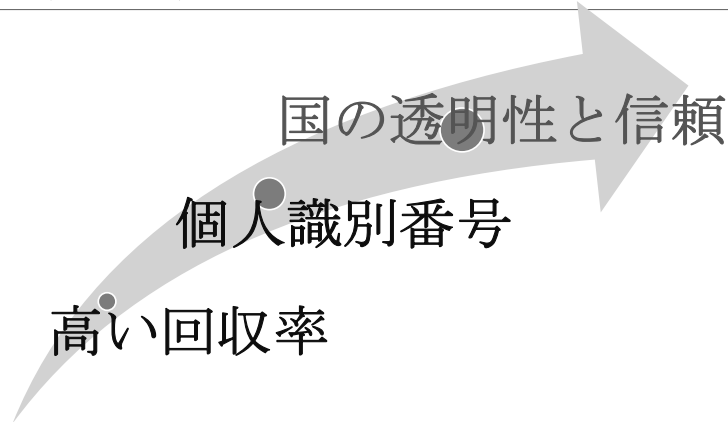
スウェーデンとノルウェーで少し役所の名前が違います。

犯罪被害者庁の特徴の1つは、法務省でも警察でもなく独立していることです。

2つめは、多くは法曹資格者であり、犯罪被害に特化したプロフェッショナルな集団です。

3つめは、一元性です。日本ではいろんな役所が犯罪被害支援に携わっていますが、ここへ行けば犯罪被害支援を受けられます。

なぜ、加害者から回収できるのか？



個人識別番号が全員に付いて、生活などあらゆる面にタグ付けされており、国が加害者の収入や財産も把握しやすいので、回収率が高いのです。

それは、国の透明性があり、国民が国に絶対の信頼を置いているからです。

福祉国家だから被害者庁設立？

医療費無料

教育費無料

様々な福祉支援

それでも、被害者庁設立

そもそも教育費や医療費は原則として無料です。犯罪被害者の方々も福祉制度である程度カバーされます。それでも、「犯罪被害者を元の地位まで戻さないとならない。そのために被害者庁が必要だ。」ということで創ったのです。

日本版犯罪被害者庁を考える

財源の確保をどのようにするのか？

→求償金

犯罪被害者基金

罰金 等

犯罪被害者庁を創るには、財源の確保が問題になります。

財源の確保の一つは加害者からの求償です。

後は犯罪被害者基金や罰金です。罰金は国庫に帰属されて、年間 450 億円ほどあるので、一部を被害者支援に回す方法もあります。アメリカではこのような方法をとっているところもあります。

北欧の犯罪被害者庁から学ぶこと



・国の透明性

・平等であること

・社会を良くしていく意識

北欧の犯罪被害者庁は、国が透明であること、国への信頼が大きなポイントになっていることと、人は平等であるというごく当たり前のことを皆さんが思っています。

被害に陥ってしまった時の立場を考えて、「元の位置まで戻す」ことを国一丸となって考えており、その事が社会を良くしていくと、北欧の方はごく普通に思っています。

新全国犯罪被害者の会創立大会決議

第1決議 犯罪被害者等の加害者に対する損害賠償債権を国が買い取り、国が回収を行う制度の創設を求める。

〔理由〕犯罪被害者等は、損害賠償請求によって被害を回復されるべき立場にありながら、訴訟を起こして賠償を命じる判決を得ても、収監され、財産を持たない加害者からは支払われず、犯罪による被害は全く回復されていない。また、このように実現可能性が乏しいことや、加害者のことを怖れるなどの理由から泣き寝入りを強いられる現状にある。国による被害回復の実現を確保する制度が必要である。

第2決議 損害賠償請求訴訟を起こせない場合にも、損害賠償請求権を国が買い取る制度の創設を求める。

〔理由〕加害者が自殺したり、特定できないなど、損害賠償請求訴訟すら起こせない犯罪被害者等も少なくない。こうした被害者等を救済する必要がある。

第3決議 犯罪被害者等の病院での治療、入通院交通費、介護、介護用品、義手義足、自宅改造などを、国が現物給付する制度の創設を求める。

〔理由〕犯罪被害者等は、犯罪被害によってたちまち直面する困難により、平穏な生活を取り戻すどころではなく、最低限の生活も困難になる。犯罪被害者等が最低限の人間らしい生活を確保するために現に必要なものについて、犯罪被害者等に金銭的負担をさせず、国が直接負担する制度が必要である。

第4決議 犯罪被害者等に対し、被害の内容、治療情報等を入力した犯罪被害者カードを発行し、犯罪被害者等は、そのカードの提示により、すべての支援が受けられる制度の創設を求める。

〔理由〕犯罪被害者等は、精神的・身体的に極限まで辛い状態に置かれている。しかし、各種手続を行うため、思い出すこと自体が耐え難い被害の状況を何度も繰り返し説明させられる。せめて、その負担を軽減する制度が必要である。また、第3決議の現物支給制度の運用のためにも、犯罪被害者カードの発行は必要不可欠である。

第5決議 仮釈放された加害者に保護観察官や保護司がつくのと同じく、犯罪被害者等に寄り添ってくれる人的組織の創設を求める。

〔理由〕犯罪被害者等が直面する問題は、多面で、しかも長期にわたる。精神的・身体的に困難な状況にある犯罪被害者等にとって、たらい回しにされず1箇所、いつまでも寄り添うように相談にのってくれる組織が必要である。

第6決議 犯罪被害者庁の設立を求める。

〔理由〕第1ないし第5決議で求めた制度を実効的に実施する役割を担うためには、犯罪被害者等に関する施策全体を見渡し、一元的に統括する機能を持つ組織が不可欠である。

第7決議 当面年間200億円規模の予算を確保するよう求める。その財源について、罰金を利用することの検討も求める。

〔理由〕第1ないし第6決議で求めた施策を実質を伴って実施するには、相当の予算確保が不可欠である。対象者の大多数が加害者に当たる刑務所での収容や保護観察に国が負担する費用は2600億円を超える。加害者との比較においても、また、我が国よりも小さい経済規模でありながら犯罪被害者等に対して数百億円の財政支出を行っている諸外国との比較においても、せめて200億円程度の予算確保を求める。

以上のとおり決議する。

令和4年3月26日

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）役員

代表幹事	岡村 勲	幹事	猪野 京子
副代表幹事	白井 孝一	幹事	高橋 幸夫
副代表幹事	渡邊 保	幹事	寺田 真治
副代表幹事	假谷 実	会計監査	田村 紀久子
幹事	土師 守	事務局長	米田 龍玄

新全国犯罪被害者の会（新あすの会）規約

- (名称)
- 第1条 本会は、新全国犯罪被害者の会（New National Association of Crime Victims and Surviving Families）という。
- 2 本会の通称名を「新あすの会」とする。
- (事務所)
- 第2条 本会の事務所は、東京都23区内に置く。
- (定義)
- 第3条 犯罪被害者（以下「被害者」という）とは、次の者をいう。
- ①犯罪により生命を失った者の遺族
 - ②犯罪により身体に被害を受けた者
 - ③上記1.2の近親者
- (役員)
- 第7条 会員が次号のいずれかに該当するときは、幹事会において3分の2以上の賛同を得て、除名できる。
- ①この規約に違反したとき
 - ②本会の名誉を著しく傷つけ、又は本会の目的に違反する行為をしたとき
 - ③会員としてふさわしくないと認められたとき
- 第8条 本会は、役員として、幹事および会計監査を若干名置き、幹事のうちの1名を代表幹事、3名を副代表幹事とする。
- (役員を選任)
- 第9条 幹事及び会計監査は、総会において、正会員及び特別会員の中から選任する。
- 2 代表幹事及び副代表幹事は、幹事の互選によって選任する。
 - 3 幹事と会計監査は、兼任できない。
- (役員任期)
- 第10条 役員任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任することが出来る。
- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任又は現任者の残任期間とする。
 - 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- (顧問)
- 第11条 本会は、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、随時意見を述べる事ができる。
- (目的)
- 第4条 本会は、以下の事項を目的とする。
- ①被害者の損害回復制度の確立
 - ②被害者庁の設立
 - ③犯罪被害者等基本法の改正
 - ④その他前各号に関連する事項
- (会員)
- 第5条 本会の会員は、次のとおりとする。
- ①正会員 被害者
 - ②特別会員 当会設立の趣旨、目的に賛同し、その実現に熱意を有する者で、幹事会が特に入会を承認した者
- (入会)
- 第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書を提出し、代表幹事の承認を得なければならない。

(総会)

第12条 総会は、会員をもって構成し、年1回開催する。

(総会の招集)

第13条 総会は、代表幹事が招集する。

(総会の議長)

第14条 総会の議長は、代表幹事又は代表幹事が指名した者が就任する。

- 2 代表幹事に事故ある場合は、幹事会が指名した者が総会の議長に就任する。

(総会の議決)

第15条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

第16条 総会の議事については、議事録を作成する。

(幹事会の構成)

第17条 幹事会は、幹事をもって構成する。

- 2 会計監査は、幹事会に出席して意見を述べることができる。

(幹事の職務)

第18条 代表幹事は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表幹事は、代表幹事を補佐し、代表幹事に事故があったときは、代行する。
- 3 幹事は、幹事会の構成員として、法令、規約及び総会の議決に基づき、本会の業務の執行を決定する。

(幹事会の議決事項)

第19条 幹事会は、この規約に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ①総会が議決した事項の執行に関する事項
- ②総会に付議すべき事項
- ③その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(幹事会の開催)

第20条 幹事会は代表幹事が必要に応じて開催する。

(幹事会の議事)

第21条 幹事会の議長は、代表幹事がこれにあたる。代表幹事に事故ある場合は、幹事の互選により選任された者がこれにあたる。

- 2 幹事会は、幹事の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 3 幹事会の議事は、出席した幹事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 幹事会の議事については、議事録を作成する。

(財務)

第22条 本会の財務は寄付金による。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計監査)

第24条 会計監査は、財産状況を監査する。

(事務局)

第25条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

(内規)

第26条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、幹事会で定める。

(解散)

第27条 本会は、大会に出席した会員の過半数の決議をもって解散することができるものとし、可否同数のときは議長の決するところによる。

第28条 解散決議が発効したときは、解散時の幹事は、清算人となり清算の職務を行う。

- 2 清算人は、互選によって代表清算人を選任し、代表清算人は、清算事務を代表する。
- 3 代表清算人は、残余財産の処理について、会員に対し、適宜の方法で報告する。

附 則

第1条 本規約は、2022年3月26日から発効する。

第2条 本会の初年度の会計年度は、2022年3月26日から2023年3月31日までとする。

安倍元総理のご冥福をお祈り申し上げます。

2022年7月8日、安倍晋三元総理大臣が兇弾を受けて逝去されました。

安倍元総理大臣には、小泉内閣の官房長官時代より、あすの会は大変にお世話になりました。

私たちは、被害者の刑事裁判への参加、損害賠償命令という、画期的な法改正を求めて運動していました。

日弁連をはじめ、多くの反対がありましたが、どうにか衆議院は通過しました。ただ、参議院では、日弁連や学者の意見に同調する民主党の猛烈な反対があり、2007年7月5日の会期満了日までに通過することが難しい状況でした。しかし、ここで法案を可決しておかなければ、いつ法律が出来るか分かりません。

そこで、6月12日、私たちは、上川陽子先生の案内で安倍総理大臣にお会いし、是非とも法案を通すことをお願いしました。

安倍総理は、私たちの陳情を聞かれた後、「分かりました。この国会で成立させます。」とおっしゃって、その場で、参議院国対委員長に電話で指示してくださいました。その結果、6月20日に参議院で可決に至りました。安倍総理のお陰です。このため、いくつかの法案が犠牲になったことでしょう。

あすの会のニューズ・レター52号に詳しく書かれているので、此を転載し、改めてお礼申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りする次第です。

安倍総理のこと～被害者参加・損害賠償命令制度の成立

顧問 岡村 勲

6月2日の10時過ぎ、事務局の糸さんから電話があった。

「11時に安倍総理が矯正展にお見えになり、あすの会のブースにもお立ち寄りくださるそうです」

私は、あわてて会場へ急行した。

矯正展とは、刑務作業の紹介を目的として、全国の刑務所や少年院で製作した作業製品の靴、鞆、机その他（立派な御輿もある）を展示して販売するのだが、あすの会もその売上金の一部を寄付してもらっている。さらに会場の一部には、被害者団体のコーナーがあり、あすの会もブースを設けて、会の紹介や写真を展示して広報している。この日は、第59回全国矯正展の初日であった。

今から10年前のことになる。

2007年3月13日、念願だった被害者の刑事裁判への参加、損害賠償命令の法案が衆議院に上程されたが、日弁連がこの法案に猛反対し、民主党も反対にまわっていた。

日弁連は、全国の弁護士会や弁護士を動員して国会議員に反対陳情を繰り返した。豊富な資金を投入して紙爆弾とも言うべき印刷物を配りまくっていた。私たちとしばしば国会で鉢合わせしたものである。

しかし弁護士の中にも、法案を支持してくれる人もいた。そこで、全国の弁護士にファックスを送り、電話をかけて、民主党、自民党、公明党の国会議員に法案に賛成するよう要望してもらった。あすの会の事務所は、そのために普段に増して架設した電話機に占領された。

こうして集めた弁護士の民主党宛の要望書1246通は5月17日に、自民・公明党宛の要望書1417通は5月28日に、それぞれの政党に届けたが、自民党への提出は、党内事情があって遅れた。

法案は、6月1日に衆議院で可決され、即日参議院へ送られた。参議院は、自民、公明が多数を占めてはいたが、いろいろな問題もあって与野党の対立がひどく、次の参議院選挙を見越して激しい駆け引きが行われていた。参議院議員の任期は6年だが、3年ごとに半数ずつ任期が来る。その年の7月28日が半数の議員の任期満了日であった。国会の会期は、当初は6月23日であったが、与野党対立のため7月5日まで

延長された。

日弁連や野党側は、改正案を審議未了、廃案に追い込もうとしていた。私たちが民主党の国会議員に一生懸命働きかけたが、うまくいかない。一度廃案になれば再上程は難しくなる。自民党は、他の法案も抱えて苦労していたが、ここは他の法案を犠牲にしても、被害者参加、損害賠償命令の法案を通していただかなければならない。

6月12日、上川陽子先生のご案内で安倍総理にお会いし、弁護士の自民党宛の要望書1443通を提出するとともに、是非とも参議院で通していただきたいと陳情した。同行者は、岡村・宮園・松村・内村幹事、田村会計監査、高橋弁護士。

安倍総理は、被害者問題に熱心だった小泉純一郎内閣の官房長官で、犯罪被害者等基本法成立後は、犯罪被害者等推進会議の議長を務められ、被害者に理解が深い。

「分かりました。何とでも今国会で通します」と確約してください、数々の付帯決議はついたが約束通り、6月20日に参議院を通過させてくださった。その瞬間、私たちは、傍聴席で抱き合って喜んだものだ。

直後に行われた参議院選挙、2年後の衆議院選挙では、いずれも自民党は大敗した。あの時に法案を通しておこななかったら、被害者参加、損害賠償命令の制度は、日の目を見なかったかもしれない。

当時のことを思い出しながら、ブースでお待ちしていると、安倍総理がお見えになった。

「やあ、暫くでした」と、笑みを浮かべながら、手を差しのべてくださった。総理も覚えておられたのである。私は、万感の思いと感謝の気持ちを込めて総理の手を強く握り返した。熱いものが、ぐっと胸に込み上げてきた。



2007年6月12日安倍総理に陳情した時の写真

犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟が設立

第1回 設立総会（4月26日）

法務省、警察庁、厚生労働省、国土交通省も出席

上川陽子先生の発起人挨拶の後、設立の手続きが行われました。

その後、犯罪被害者による体験報告として、「新あすの会」設立報告を岡村代表幹事が行い、今井五郎さん・加寿子さん夫妻と根本江利子さんから体験報告を行い、最後に新あすの会創立大会での大会決議を上川会長に手渡しました。

※犯罪被害者等施策の検証・推進議員連盟

(2022年4月28日時点)

会長

上川陽子

顧問

平沢勝栄

会長代理

葉梨康弘、小泉進次郎

副会長

石原宏高、越智隆雄、小田原 潔

笹川博義、藤原 崇、堀内 詔子

宮崎政久、山下 貴司、山田 賢司

石田昌宏、古賀 友一郎

事務局長

三谷 英 弘

事務局次長

井出 庸 生、国 光 あやの、保 岡 宏 武

幹事

小野田 紀 美、本 田 顕 子、東 国 幹

尾崎 正 直、鈴 木 英 敬、高 見 康 裕

中 野 英 幸



第2回 総会（5月12日）

法務省、警察庁、厚生労働省、国土交通省も出席

【議事】

1. 犯罪被害給付金制度（経緯、自治体毎の給付の比較など）・・・警察庁
2. 法務委員会のノルウェー視察（犯罪被害者補償など）の報告・・・石原宏高議員
3. 北欧（ノルウェー、スウェーデン）の犯罪被害者支援の制度・・・齋藤実教授
4. 緊急提言

内閣総理大臣、国家公安委員長、法務大臣宛の犯罪被害者等施策の抜本的強化を求める緊急提言が提案・採択されました。

【提言事項】

- ①犯罪被害者等に対する補償・経済的支援の抜本的強化
- ②各種の支援の在り方や運用の改善
- ③中長期的かつ一元的な相談・支援体制の構築

葉梨康弘法務大臣との面会

2022年9月9日、岡村代表幹事、渡辺副代表幹事、假谷副代表幹事、市川武範さん（会員）、江藤真奈美さん（会員）、米田事務局長らが、葉梨康弘法務大臣と面会し、「大会決議」と「補償額に関する諸外国との比較」を渡し、被害の回復を要請しました。

ノルウェーの暴力犯罪補償庁などの視察の経験のある葉梨大臣より、「決議、要望は理解できるし、必要であると認識している。現在、警察庁が諸外国の調査を進めているところです。」との発言がありました。



第2号の予告

1. あすの会の役員のコメント
2. 被害者からの報告
3. 支援者からのコメント

〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜*〜〜・〜〜

運営の基本

【会員】

正会員は、生命・身体に関わる犯罪被害者及びその近親者で、当会に入会申込書を提出し、代表幹事が認めた方に限ります。また、当会設立の趣旨・目的に賛同し、その実現に熱意を有する方も、特別会員として入会することができます。

【報道】

当会の活動は、マスコミを通して積極的に報道してもらいますが、プライバシーは十分守ります。会員の希望により、匿名・映像カット等の措置をとります。また、会員の承諾なしに会の知り得た情報は漏らしません。プライバシーの保護には十分留意いたします。

会 計

当会は、会費を徴収しておりません。事務運営、事務管理、ニュース・レター発行、郵便、通信料などの諸経費は、発足以来、すべて支援者の寄付で賄われています。

ご寄付いただきました方々には、改めて厚く御礼申し上げます。引き続き皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

寄附金のお振込み先

三菱東京UFJ銀行 本店（普）2524283
新全国犯罪被害者の会 代表幹事 岡村 勲

